

ヘルパーの家族(利用者)に対する訪問系サービス提供の取扱いについて

1. 家族介護の考え方

「ヘルパーの同居家族に対するサービス提供の禁止」は基準※で定められています。

(※「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平 18 厚労省令第 171 号) 第 27 条)

ここでいう「同居家族」とは、住民票上の世帯単位で判断するのではなく、生活実態により実質的に同居であると判断される場合も含まれます。

また、別居家族によるサービス提供そのものは法的に制限されていませんが、「家族介護との区別がつきにくい」「外部の目が届きにくくなる」等の理由から、サービスの質の低下につながる事が懸念されます。

家族の介護負担を軽減するのが訪問系サービスの目的の一つであることから、家族ヘルパーによるサービス提供については原則として認められません。

2. ヘルパーの別居家族に対する訪問系サービス提供における不適切事例

ヘルパーの別居家族による訪問系サービスを実施しているケースでは、以下のような不適切な事例が指摘されています。

- ①利用料の 1 割負担額が適切に徴収されていない。
- ②介護給付に基づくサービスの部分と家族として介護している部分との線引きが不明確である。また、家族以外へのサービス提供の場合と比較し、専門職としての認識が低くなっていると言わざるを得ない事例がある。
- ③支援計画に基づくサービス提供が行われていない。また、支援計画における課題の把握・分析が不十分であり、援助内容が家族や本人からの要望のみにより作成されており、要介護者等の自立支援に向けた内容となっていない。
- ④ヘルパーが家族以外の利用者にはサービス提供をしていない、利用者が家族以外の介護を利用していない等、家族を中心にサービスを提供しており、かつ利用時間が長い傾向がある。

3. 松阪市における取扱いについて

現在、ヘルパーの別居家族に対する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援）を行っている場合は、早急にサービス提供の見直しをお願いします。例外的に、ヘルパーの別居家族に対する訪問系サービスが必要な場合は「別居親族による訪問系サービス提供に係る事前協議書」を提出し、承認を得る必要がありますので障がい福祉課へお問い合わせください。

なお、事前協議書の提出の際には、次の点を確認しますのでご留意願います。

- ①家族以外のヘルパーによるサービスの提供ができないかを検討したか。
- ②利用者及びヘルパーに対し、介護給付制度から提供される訪問系サービスと、家族として行われる介護との区別が理解できるよう十分な説明を行ったか。
- ③利用者の希望のみによらず、家族が訪問系サービスを提供する合理的な理由があるか。
- ④利用者の心身の状況に考慮した適正な支援計画であるか。
- ⑤サービス提供責任者からの具体的な指示に基づいてサービスを提供しているか。
- ⑥サービス提供にあたり、介護給付におけるサービスの範囲を逸脱することはないか。
- ⑦原則として、ヘルパーは家族以外の訪問介護を行っているか。
- ⑧原則として、利用者は家族以外のヘルパーを利用しているか。

【参考】

家族の範囲は次のとおりです。（民法第 877 条に基づく相対的扶養義務者と絶対的扶養義務者）① 3 親等内の血族及び姻族 ②当該利用者の配偶者

